平成２５年（フ）第２２号
千葉県木更津市清見台東１丁目５番16号
債務者　土肥　玉江
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３７号
静岡県富士市加島町８番23号　金指アパート201号
債務者　菊池　秀男
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４５６号
名古屋市緑区作の山町99番地　パークサイド作の山102号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字文木70番地　ノア・コーワ206号
債務者　馬場　秀臣
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地23棟508号
債務者　谷口　通章
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７５号
大阪府高槻市清水台１丁目３番３号、申立時住所香川県高松市多賀町３丁目７番８号　朝日プラザ高松多賀町102号室
債務者　北岡　有子（旧姓大谷・上濱・浅井）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０６７号
福岡市南区老司４丁目20番29―103号
債務者　松本　昌大
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０号
福岡市早良区荒江２丁目11番31―205号
債務者　斉田　弥生（旧姓倉光）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代902番地１グランフォーレ308号
債務者　松本　誠司
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１５号
福岡市博多区千代１丁目１番42―707号
債務者　西村　健次
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４４号
福岡市博多区南八幡町２丁目９番19―208号
債務者　大籠　真悟
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５７号
福岡市東区箱崎４丁目８番１号
債務者　岩坪　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９８号
福岡市東区八田４丁目８番13―505号
債務者　山崎　　浩
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１１号
福岡市西区小戸５丁目３番26号
債務者　永野　英作
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１２号
福岡市西区小戸５丁目３番26号
債務者　永野　京子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目29番18号
債務者　村上　栄一
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４３号
福岡市城南区友丘５丁目21番16―203号
債務者　國崎　良策
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６１号
福岡市南区井尻５丁目24番８―308号
債務者　伊地知　毅
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６２号
福岡市早良区賀茂１丁目11番15―202号
債務者　西尾寿美子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部